

認定農業者組織支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定農業者組織支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、将来の本市農業を担う農業者が、交流と研さんを深め、自らの農業経営の改善・地域農業の維持発展に努めるために必要な経費に対し補助金を交付し、もって本市農業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定に基づき本市の農業経営改善計画の認定を受けた農業者等で組織される認定農業者等組織（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協議会の活動に係る会議、研修、先進地視察等に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切捨てる。）以内を予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、農林水産部長が別に定める日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第8条 本補助金の実績報告は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月24日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、一部改正のうえ、平成15年4月7日より施行する。

附 則

この要綱は、一部改正のうえ、平成17年3月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。